

平成28年9月1日
長野県「住民によるまち・むら活力確保支援セミナー」

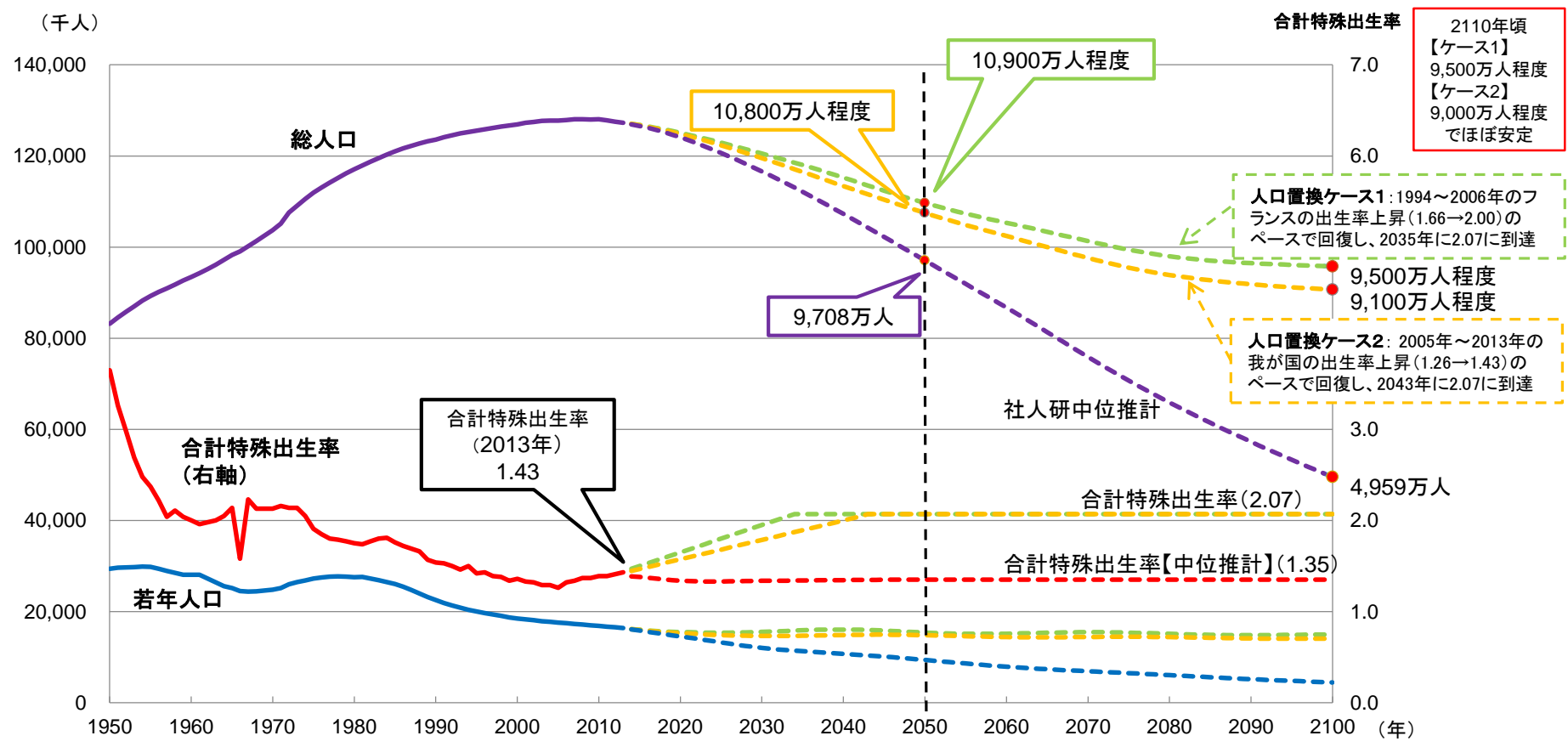
国における「小さな拠点」の取組について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
参事官補佐 犬飼 武

1. 背景等

将来推計人口の動向

○社人研の中位推計(出生率1.35程度で推移)では、総人口は、2050年では1億人、2100年には5千万人を割り込むまで減少。
 ○今後20年程度で人口置換水準(2.07)まで出生率が回復した場合には、人口減少のペースは緩やかになり、総人口は2110年頃から9千5百万人程度で安定的に推移する。



(出典) 1950年から2013年までの実績値は総務省「国勢調査報告」「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」。推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」、厚生労働省「人口動態統計」をもとに国土交通省国土政策局作成。
 (注1) 「中位推計」は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の中位推計(出生中位、死亡中位)。その他は同推計の年齢別出生率の仮定値と2012年の生命表による生残率を用いた簡易推計による。「中位推計」と簡易推計の乖離率を乗じて調整。各ケースの値はそれぞれの合計特殊出生率の想定にあうよう出生率仮定値を水準調整して試算。
 (注2) 「人口置換ケース1(フランスの回復ペース)」: 2013年男女年齢(各歳)別人口(総人口)を基準人口とし(合計特殊出生率1.43)、1994~2006年におけるフランスの出生率の変化(1.66から2.00に上昇)の平均年率(0.03)ずつ出生率が年々上昇し、2035年に人口置換水準(2.07)に達し、その後同じ水準が維持されると仮定した推計。
 「人口置換ケース2(日本の回復ペース)」: 2013年男女年齢(各歳)別人口(総人口)を基準人口とし(合計特殊出生率1.43)、2005年~2013年における我が国の出生率の変化(1.26から1.43に上昇)の平均年率(0.02)ずつ出生率が年々上昇し、2043年に人口置換水準(2.07)に達し、その後同じ水準が維持されると仮定した推計。

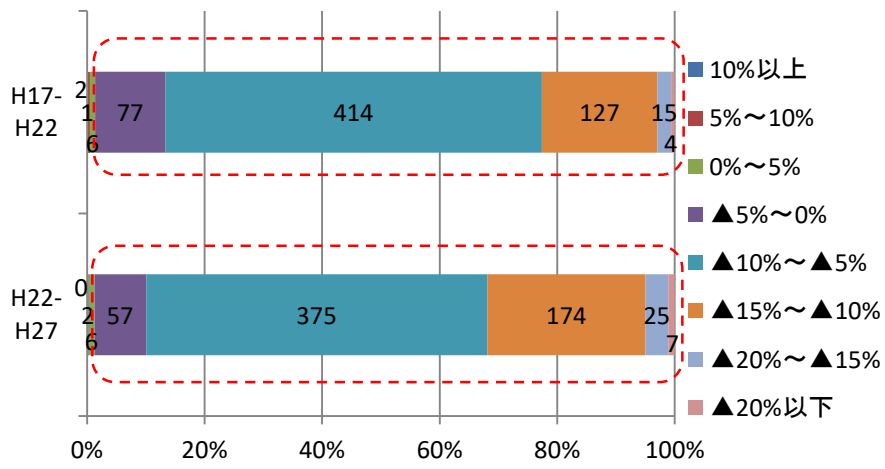
過疎地域の人口（H27国調速報値）について

- 過疎関係市町村（H27.10.1）の人口は、約931万6,000人
 - 平成22年から約76万5,000人減で、▲7.6%減
 - 過疎関係市町村のうち、31.9%（206市町村）が▲10%以上の人口減
- ※過疎関係市町村とは、全域過疎（616市町村）及びみなし過疎（30市町村）の市町村のみ（一部過疎（151市町村）は除く）

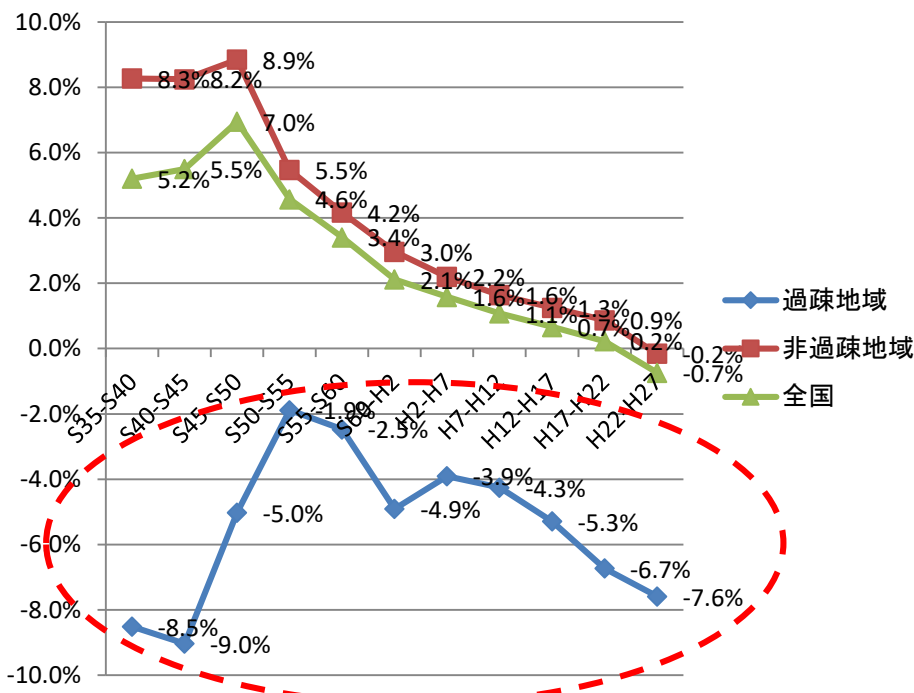
過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域割合)
人口(千人)【平22国調】	10,081	128,057	7.9%
↓			
【平27国調速報値】	9,316	127,110	7.3%
5年間人口減少率(%)	▲7.6%	▲0.7%	

過疎地域の人口増減率階級別市町村数



5年間人口増減率の推移 (全国、過疎地域、非過疎地域)



(備考) ①増減率は、『国勢調査人口』より算出。
 ②過疎地域は平成27年4月1日時点(797市町村)であるが、一部過疎団体については過疎地域分の人口のデータがないため、実績及び推計ともに非過疎地域に分類している。

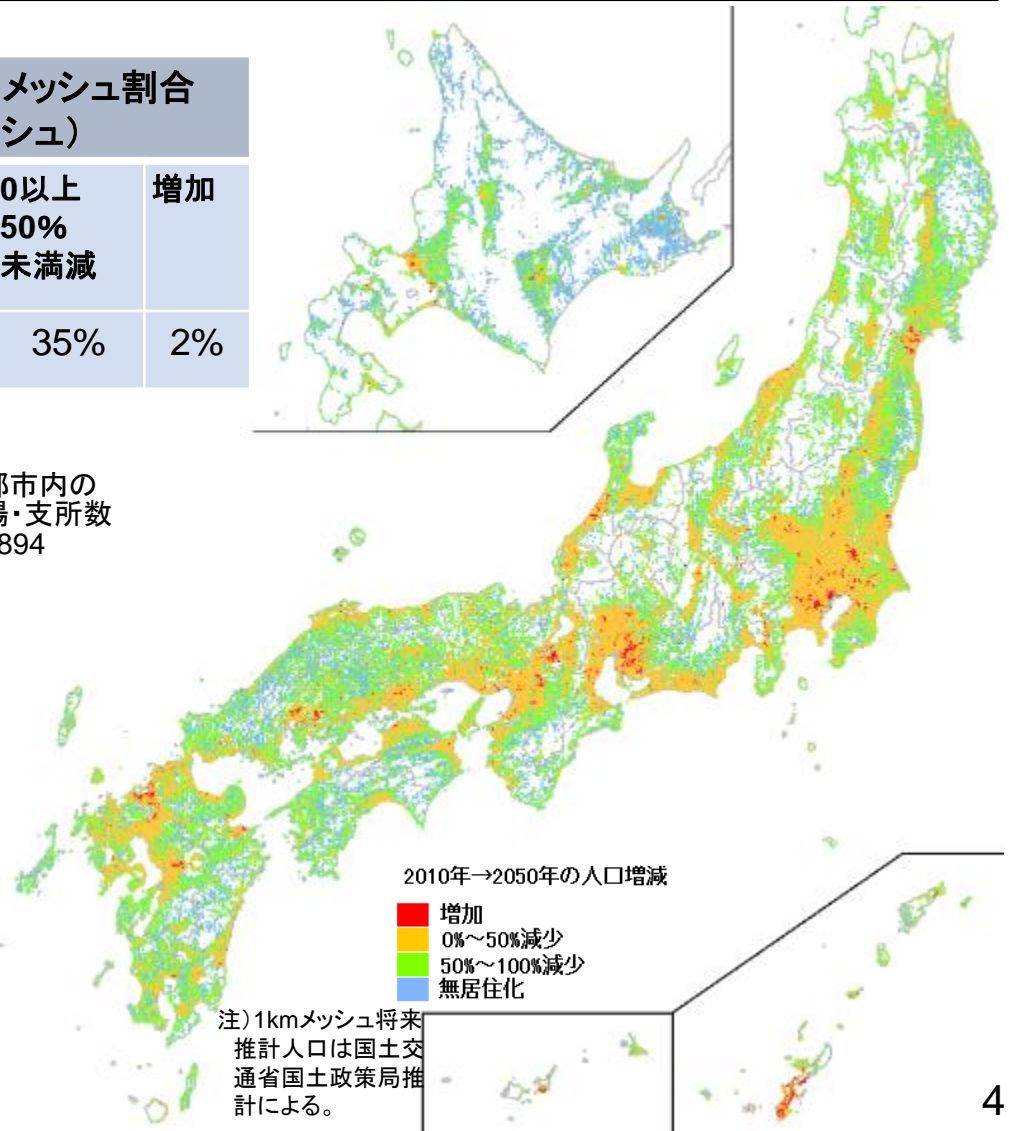
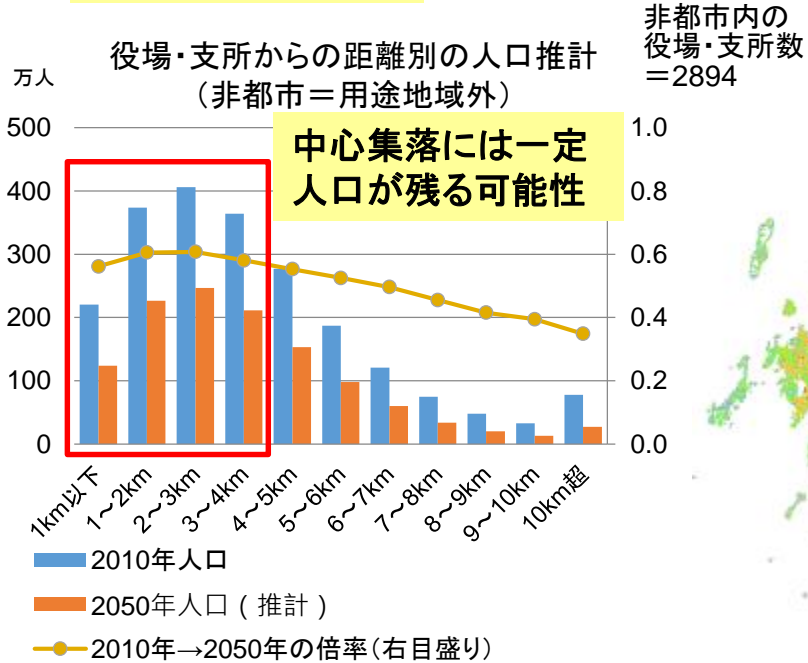
将来人口推計

○全国を1km²毎の地点で見ると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地の6割以上を占める。
 ○しかし、非都市地域でも旧役場、小学校の周辺の地域では集落が残れる可能性。
 ○そのためには、日常を支える機能を残せるか否かがポイント。

将来人口推計

	2010年 人口 (万人)	2050年 人口 (万人)	減少率	人口増減率別1kmメッシュ割合 (対居住メッシュ)				
				半減以下		0以上 50% 未満減	増加	
				うち非 居住化	うち50% 以上減			
全国	12,806	9,708	▲24%	63%	19%	44%	35%	2%

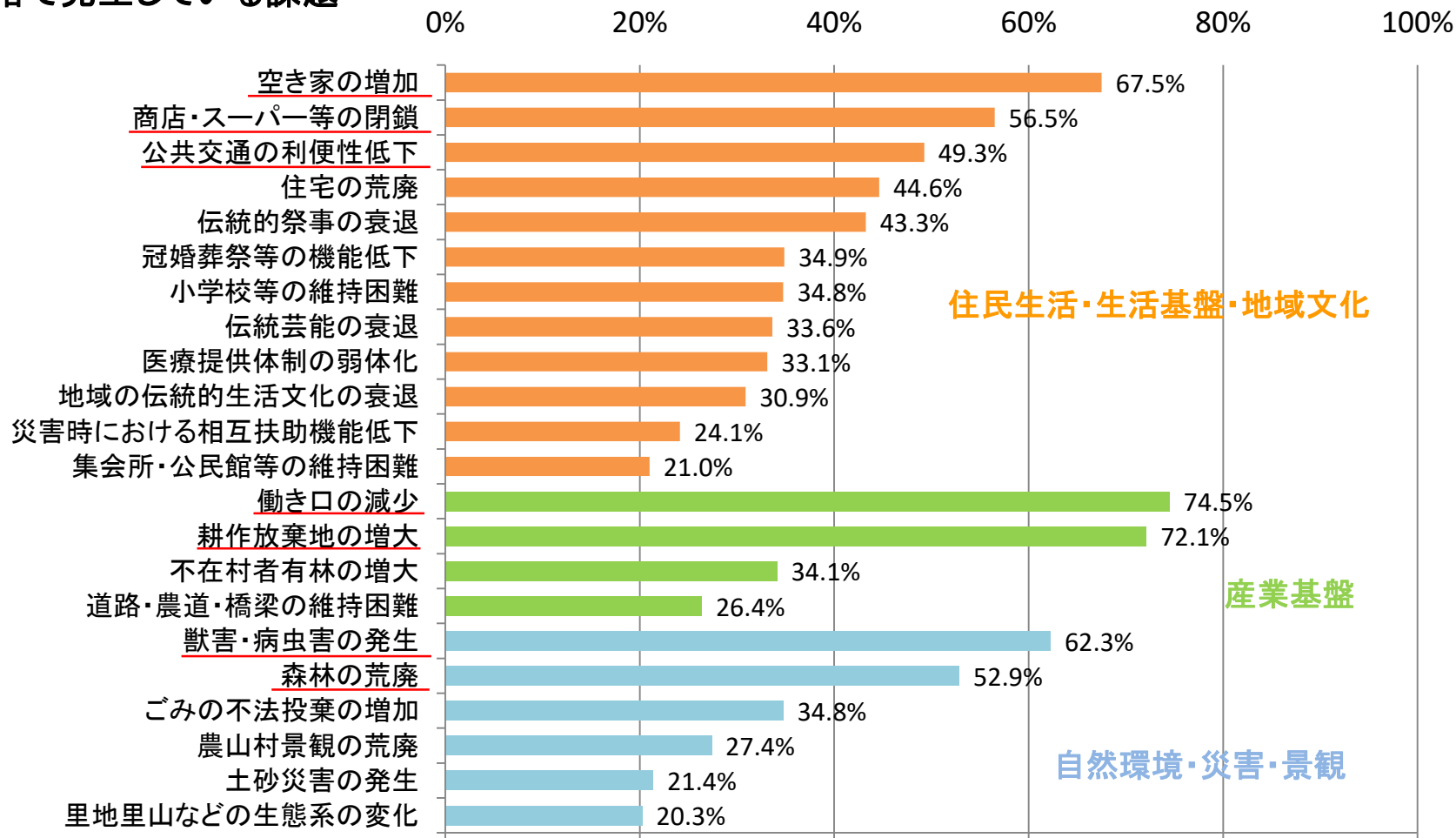
地域消滅のおそれ



コミュニティ機能が低下し、様々な問題が拡大

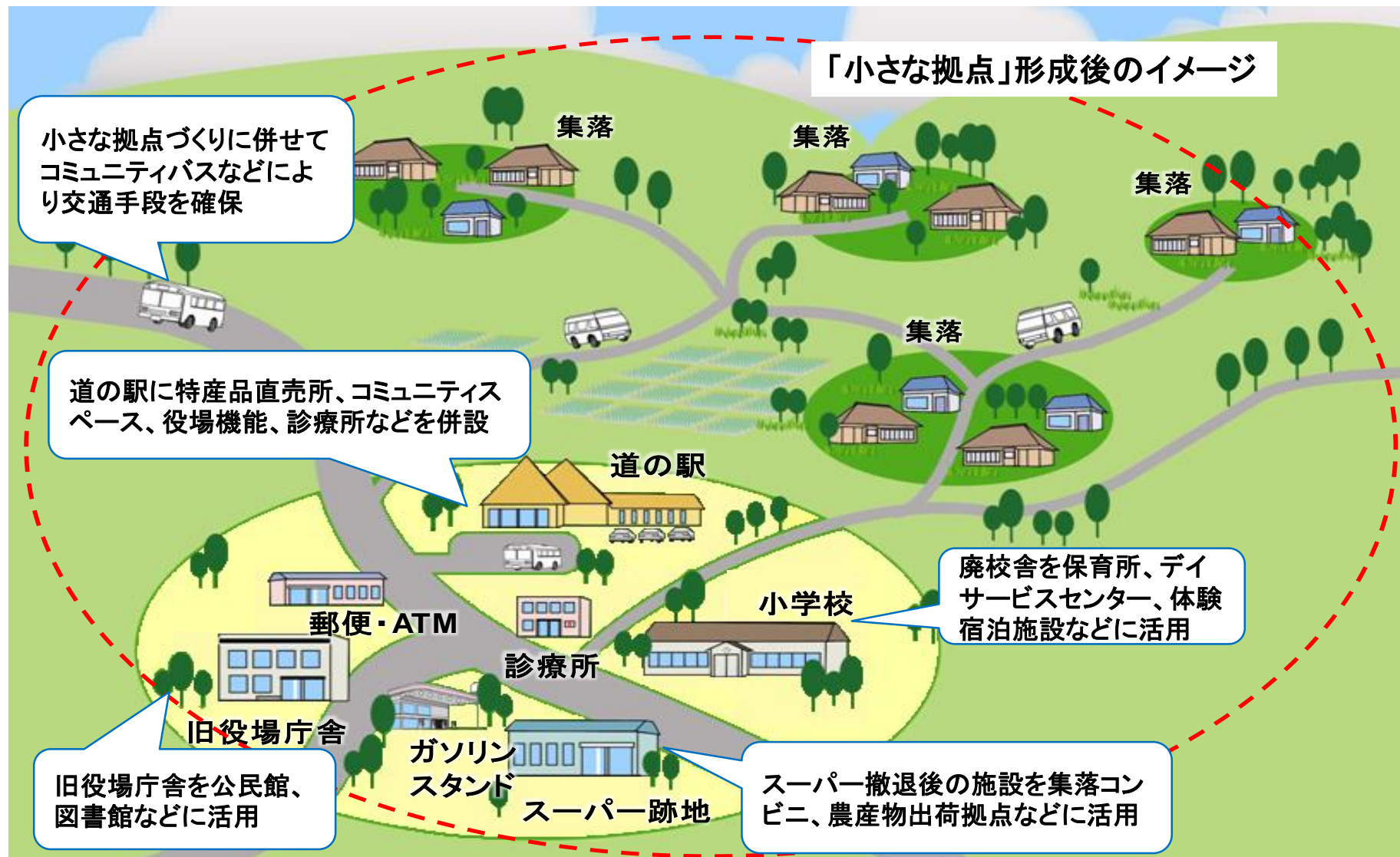
○ 集落の小規模・高齢化が進むにつれ、集落での生活や生産活動、さらには、従来から行われてきたコミュニティの共同活動の継続が困難となってきている。

集落で発生している課題



「小さな拠点」とは

小学校区など、複数の集落が散在する地域において、商店、診療所などの**日常生活に不可欠な施設・機能**や地域活動を行う場所を、歩いて動ける範囲に集め、**周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶこと**で、人々が集い、交流する機会が広がっていく、**集落地域の再生を目指す取組**



2. 計画上の位置付け

政府の計画における「小さな拠点」の位置付け

○国土のグランドデザイン2050

(国土交通省 H26.7)

「小さな拠点」の形成推進

○基本方針

(平成26年9月12日まち・ひと・しごと創生本部決定)

小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進

○まち・ひと・しごと創生総合戦略

(平成26年12月27日閣議決定)

中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

まち・ひと・しごと創生基本方針検討チーム報告書

ローカル・アベノミクスの実現に向けて(平成27年6月12日)

「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

○まち・ひと・しごと創生基本方針2015

(平成27年6月30日閣議決定) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

○国土形成計画(全国計画)

(平成27年8月14日閣議決定)

集落地域における小さな拠点の形成

<地方版総合戦略>

○まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)

(平成27年12月24日閣議決定) 「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

○広域地方計画

（※説明用にアンダーライン等を加筆。以下同じ。）

第1部 計画の基本的考え方

第2章 国土の基本構想

第2節 重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」

対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進めていく。この計画では、「コンパクト」とは空間的な密度を高める「まとまり」を、「ネットワーク」とは地域と地域との「つながり」を意味する。

この「コンパクト＋ネットワーク」は、人口減少社会に向けた適応策としても重要である。

（「コンパクト」の意義と新しい時代の「コンパクト」）

地域において国民生活を支える医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等の生活サービス機能は、一定の利用可能人口を前提として成り立っている。このため、人口減少社会においては、地域によってはこのようなサービスが成り立たなくなるおそれがあり、高齢者を始めとするすべての利用者にとって、このようなサービスの利便性を確保する必要がある。

（略）

居住機能の集約化については都市地域と集落地域ではその様相が異なる。すなわち、都市地域ではこれまで、人口の増加に伴い、市街地が郊外へ拡大してきたが、人口減少・高齢社会においては都市構造を変えていく必要がある。このため、従来の土地利用規制に加えて、拡散した居住機能を誘導して集約することが求められている。しかし、集落地域では、もともと低密度な居住によって形成されてきた集落が人口減少により生活が困難になりつつあるところが出てきたことから、その生活を維持するために生活サービス機能等を集約する必要性が生じているものである。このため、防災上の必要性や地域における合意がある場合等は別として、居住機能の集約までを本来的な目的とするものではない。

（略）

第4節 地域別整備の方向（第1部 計画の基本的考え方 第2章 国土の基本構想）

「コンパクト＋ネットワーク」の具体化においては、地域自らが主体となって、地域の特性に即した取組を行う。

（集落地域）

中山間地域等における人口規模の小さな集落地域においては、生活サービス機能を始めとする各種機能を維持するため、これらを集約した「小さな拠点」の形成・活用を戦略的に進める。これらの地域では、人口減少が進む中で、なし崩し的に集落の生活サービス機能が消滅し基幹集落への依存が進んだことにより、基幹集落と既存の集落との間の必要なネットワークが十分に備わっていない事例もみられる。各種機能の集約化と利便性の高いネットワークの形成を戦略的に進めていくことが重要である。

小さな拠点は、人口減少社会における住民の定住環境の確保という守りの機能を有するとともに、ヒト、モノ、カネ、情報が集まり新しい価値を創造する攻めの機能を有する場としての役割を担う可能性も有し、両者を併せ持つ新しい時代の「コンパクト」にも取り組む。このため、地域の自然や文化等個性を維持しながら磨き上げるとともに、都市とのネットワークを強化し、ヒト、モノ、カネ、情報の対流を促進する。また、地域資源を最大限活用して地域内での経済循環の仕組みを構築する。

（地方都市圏）

地方都市は小さな拠点が提供する生活サービス機能よりも高度な都市機能を広範に提供するとともに、雇用の場を確保する観点から重要な役割を有することから、地方都市においては、コンパクトシティの形成とともに、その都市圏内に所在する小さな拠点や他の地方都市とのネットワークの形成を進める。

地方都市に立地、成立する都市機能はその都市圏の人口に応じてある程度規定されるため、人口規模に応じた都市圏が多層的に重なることとなる。人口が概ね十万人程度未満の地方都市においては、小さな拠点の圏域を含むその都市圏内の居住者等に対して一定の都市機能を提供するが、…（略）

第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性

第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

②地域構造の将来像

人口減少や高齢化の中にあっても、住民の生活を守り、活力のある地方を維持するためには、各地域が知恵を絞って自らの将来像を構造的に考えることが何よりも重要である。その上で、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方を基礎に、「小さな拠点」を始めとする多層的な地域構造を構築するとともに、豊かな国民生活に資する使いやすい交通を実現する。

（集落地域における「小さな拠点」の形成・活用）

急激な人口減少の影響をいち早く経験している中山間地域等では、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能が維持できなくなっている地域があり、「コンパクト＋ネットワーク」による機能維持・強化が必要である。具体的には、小学校区等複数の集落を包含する地域において、生活サービス機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め利便性を高めるとともに、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークでつなぐ「小さな拠点」を形成し、必要な生活サービス機能等を維持する⁶。

こうした「小さな拠点」は、住民が日常生活を送る上での「守りの砦」となるのみならず、道の駅との連携や宿泊施設の併設等により地域外の住民との対流拠点となり、例えば、ICTを活用した6次産業の展開等イノベーション拠点としての機能を担い雇用を生み出すなど、いわば「攻めの砦」としての役割も期待される。

「小さな拠点」の形成に当たっては、その地域に生活する住民のニーズ、発意に基づく身の丈に合った持続可能な取組が重要であることから、地方自治体等から支援を受けつつも住民や地域のNPO等が主体となって地域づくりを進めることが重要である。

⁶ 生活サービス機能の整備としては、例えば、旧小学校区エリア等の人口数百人程度の比較的小規模な地域では、食料品・日用雑貨等を扱う商店等や診療所等の小規模な医療施設、小規模なガソリンスタンド等地域住民の日々の生活の必要性が高い生活サービス施設等が、また、平成の合併前の旧町村エリア等の人口規模が数千人程度の地域であれば、地域のニーズに応じた形で、その他に飲食店や市町村の出張所等の行政庁舎、歯科診療等の医療施設、金融機関や道の駅、農産物販売所等が考えられる。

④「人の対流」の推進と国民生活（第3章 国土の基本構想実現のための具体的方向性 第1節 ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土）

（集落の生活の維持）

集落においては、主要産業である第一次産業等がそうであるように仕事が生活と密接に関係し、かついくつかの仕事を組み合わせることで従事することが一般的に行われてきた。

このような「半農半X」等の多業(ナリワイ)による生活を積極的に評価することによって、人口減少下においても集落での生活が維持できる可能性がある。

また、集落によっては若者の進学時や就職時における転出等により、その維持が困難となってきたが、転出した住民も、週末や盆暮れには家族を連れて集落に帰省し、家業に従事するなど集落での生活維持に貢献している。さらに、このような住民は将来集落に戻る可能性があり、都市住民が地方移住するよりもはるかにその可能性が高い。このため、これらの家族が継続して帰省し、時期が来れば集落に戻ることができるように、広い意味での集落構成員を前提として集落のあり方を考え、このような集落に住み続けられるような国土づくりが必要である。なお、人口減少が進み、人材や財源が限られる中で集落の生活を維持するためには、生活に必要な社会基盤等について、従来の公助だけでなく、共助、自助によって維持するなど低密度な住まい方を前提とした生活維持の方策を検討することも必要である。

第2部 分野別施策の基本的方向

第1章 地域の整備に関する基本的な施策

第1節 対流の促進とコンパクト+ネットワークの構築

(2) 集落地域における小さな拠点の形成

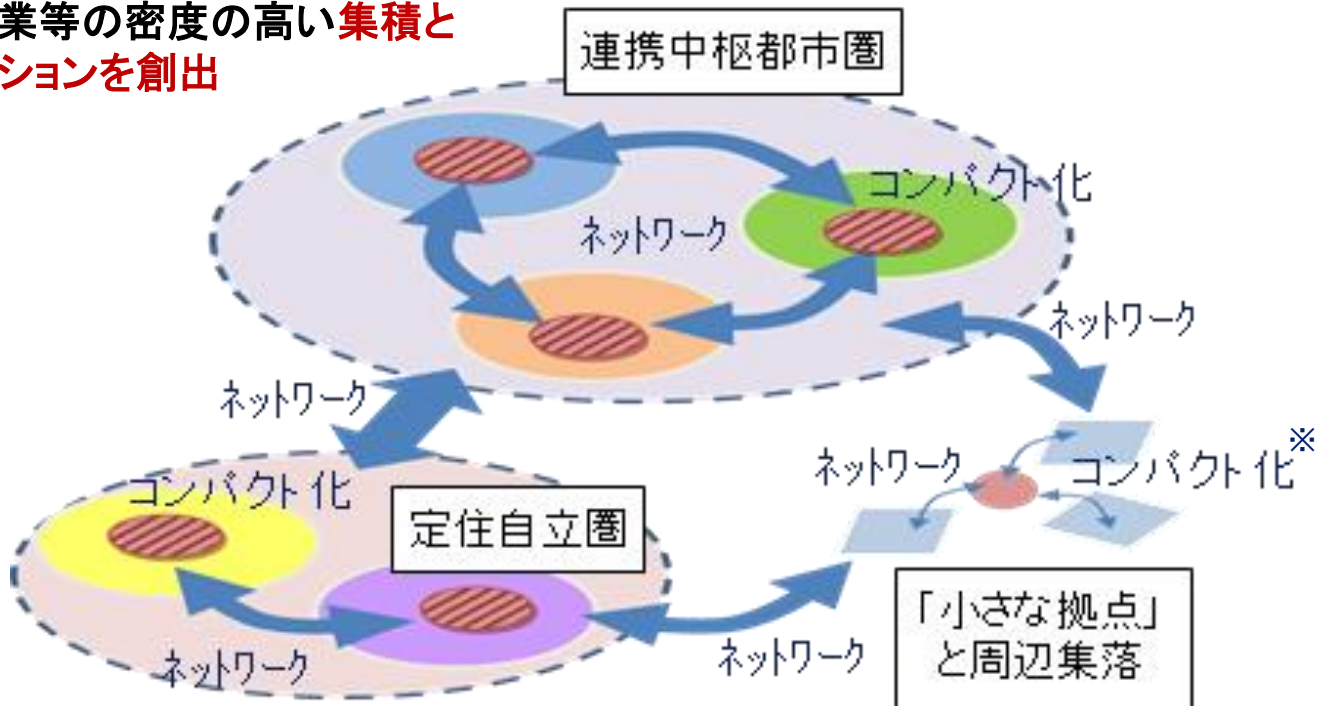
（本文省略）

(3) コンパクトシティの形成

(4) 連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成

国土構造、地域構造：重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」

- 生活に必要な各種機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各地域をネットワークで結ぶ
 - ▶ 利便性を向上、圏域人口を維持
 - ▶ 必要な機能を維持（人口減少社会の適応策）
- 様々な「コンパクト+ネットワーク」の国土全体への重層的かつ強靱な広がり
 - ▶ 生活サービス機能、高次都市機能、国際業務機能を維持・提供
 - ▶ 災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現
 - ▶ 個性を際立たせるための産業等の密度の高い集積とネットワークにより、イノベーションを創出



※集落地域においては居住機能の集約までを本来的な目的とはしない

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2015 改訂版）」の全体像

長期ビジョン

中長期展望 (2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め
・国民の希望が実現した場合の出生率 (国民希望出生率) = 1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率1.5~2%程度維持 (人口安定化、生産性向上が実現した場合)

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）（～2019年度）

基本目標（成果指標、2020年）

「しごと」と「ひと」の好循環作り

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆若者雇用創出数(地方) 2020年までの5年間で30万人
現状: 5.9万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合 2020年までに全ての世代と同水準
15~34歳の割合: 92.7% (2014年)
全ての世代の割合: 93.7% (2014年)
- ◆女性の就業率 2020年までに77%
: 70.8% (2014年)

地方への新しいひとの流れをつくる

- 現状: 東京圏年間10万人入超
- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)
・地方→東京圏転入 6万人減
: 1,732人増加(2014年)
 - ・東京圏→地方転出 4万人増
: 11,152人減少(2014年)

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考える人の割合40%以上
: 19.4% (2013年度)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率55%
: 38% (2010年)
- ◆結婚希望実績指標 80% : 68% (2010年)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標95%
: 93% (2010年)

好循環を支える、まちの活性化

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数 150市町村
- ◆立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆市町村の全人口に対して、居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数 100市町村
- ◆公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合 (三大都市圏) 90.8% : 90.5% (2014年度)
- (地方中枢都市圏) 81.7% : 78.7% (2014年度)
- (地方都市圏) 41.6% : 38.6% (2014年度)
- ◆地域公共交通網形成計画の策定総数 100件
: 60件 (2015年11月末時点)

主な重要業績評価指標 (KPI)

○農林水産業の成長産業化

- ・6次産業化市場10兆円 : 4.7兆円 (2013年度)
- ・農林水産物等輸出入額 1兆円 : 6.117億円 (2014年)

○観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・訪日外国人旅行消費額4兆円 : 2.0兆円 (2014年)

○地域の中核企業、中核企業候補支援

- ・1,000社支援 : 平成27年度の施策を踏まえ検証
- ・雇用数8万人創出 : 0.1万人 (2014年度)

○地方移住の推進

- ・年間移住あっせん件数 11,000件
: 約4,000件 (2015年<11月末時点>)

○企業の地方拠点機能強化

- ・拠点強化件数7,500件増加 : 808件*
 - ・雇用者数4万人増加 : 6,600人*
- *地域再生計画(H27.10)に記載された目標値

○地方大学活性化

- ・自道府県大学進学者割合平均36%
: 32.3% (2015年度)

○若い世代の経済的安定

- ・若者の就業率78%向上 : 76.1% (2014年)

○妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・支援ニーズ高い妊産婦への支援実施100%

○ワーク・ライフ・バランス実現

- ・男性の育児休業取得率13% : 2.30% (2014年)

○「小さな拠点」の形成

- ・住民の活動組織(地域運営組織)形成数3,000団体 : 1,656団体 (2014年度)

○「連携中枢都市圏」の形成

- ・連携中枢都市圏の形成数 30圏域 : 4圏域 (2015年)

○既存ストックのマネジメント強化

- ・中古・リフォーム市場規模20兆円 : 11兆円 (2013年)

主な施策

①生産性の高い活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化(ローカルイノベーション)、地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング)、地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上)
- ・地域企業の経営体制の改善・人材確保等、地域全体のマネジメント向上、ICT等の利活用による地域の活性化、地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組、総合的な支援体制の改善

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・日本版DMOを核とする観光地域・ブランドづくりの推進、多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり、観光消費拡大等のための受入環境整備

③農林水産業の成長産業化

- ・需要フロンティアの拡大・バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化等、林業の成長産業化、漁業の持続的発展

④地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策

- ・若者人材等の還流及び育成・定着支援、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の整備等、人材還流政策間の連携強化、新規就農・就業者支援、若

①政府関係機関の地方移転

②企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

③地方移住の推進

- ・地方移住希望者への支援体制、地方居住の本格推進
- ・「生涯活躍のまち(日本版CCRC)」構想の推進
- ・「地域おこし協力隊」の拡充

④地方大学等の活性化

- ・地の拠点としての地方大学強化プラン、地元学生定着促進プラン、地域人材育成プラン

①少子化対策における「地域アプローチ」の推進

②若い世代の経済的安定

- ・若者・非正規雇用対策の推進、「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

③出産・子育て支援

- ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども子育て支援の更なる充実

④地域の実情に即した「働き方改革」の推進(仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現等)

- ・WLB推進、長時間労働の見直し、時間や場所にとらわれない働き方の普及・促進、地域における女性の活躍推進、地域の実情に即した「働き方改革」の実現

①まちづくり・地域連携

- ・まちづくりにおける地域連携の推進、都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進、ひとの流れと活気を生み出す地域空間の形成、まちづくりにおける官民連携の推進、人口減少を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

②「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

③東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応

- ・東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護・少子化問題への対応、大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

④住民が地域防災の担い手となる環境の確保

⑤ふるさとづくりの推進

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標

（４）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ）「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

【施策の概要】

人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要であり、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、地域住民が主体となって、①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成、②地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）、③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保、④地域における仕事・収入の確保を図る必要がある。

また、これらの取組を進め、暮らしを守るためには、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図ることが必要である。

このため、地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくり（「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持））を推進する。

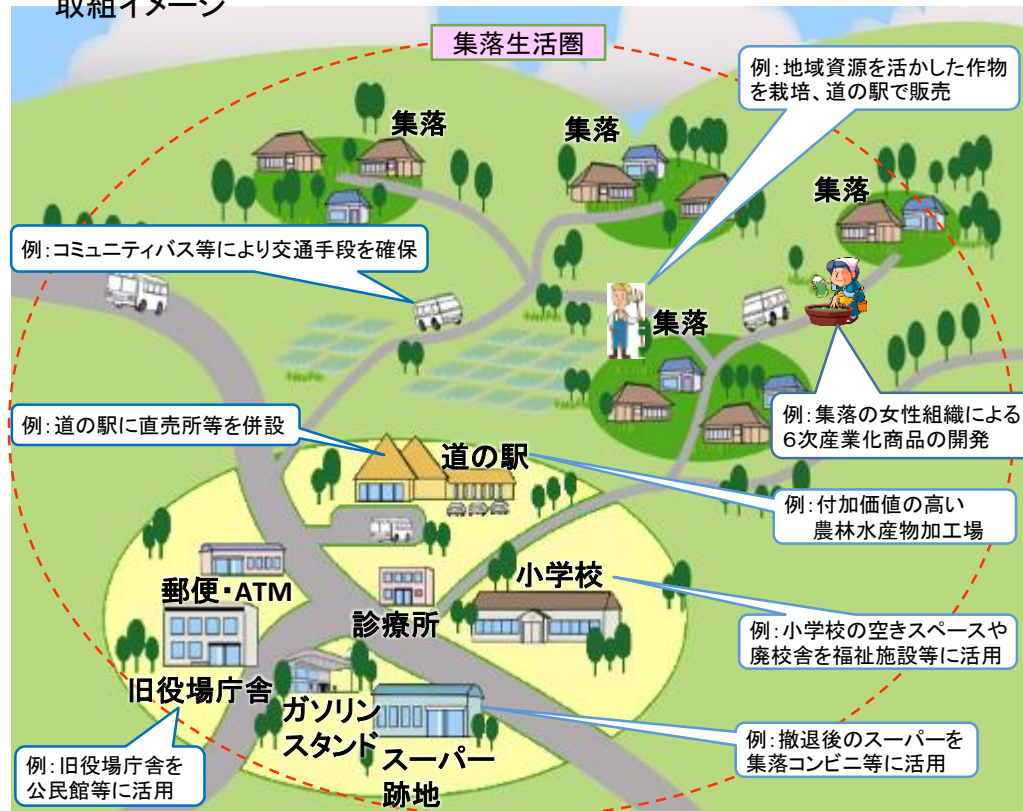
【主な重要業績評価指標】

- 小さな拠点（地域住民の活動・交流や生活サービス機能の集約の場）の形成数：1,000か所を目指す
- 住民の活動組織（地域運営組織）の形成数：3,000団体をを目指す。

「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

- ◎中山間地域等において、将来にわたり持続的に集落で暮らせるようにするため、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）の形成が必要。
- ◎必要な生活サービス提供の事業や域外からの収入確保の事業を将来にわたって継続できるような「小さな拠点」の形成（集落生活圏を維持するためのサービス集約化と周辺集落との交通ネットワーク化）が必要。【地域再生法改正H27.6成立】
- ◎このため、手引書の活用やフォーラムの開催、財政支援等を通じ、地域住民の合意形成、取組体制の確立や「小さな拠点」の形成に取り組む地方公共団体の動きを加速化。2020年までに小さな拠点を全国で1,000箇所、地域運営組織を全国で3,000団体形成する。

取組イメージ



意識の喚起

- 地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定
 - ・ワークショップを通じて住民が主体的に参画・合意形成

体制の構築

- 地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制（地域運営組織）の形成
 - ・地域デザインに基づき、住民や地場企業が役割分担を明らかにしながら、事業に取り組む体制を構築

生活サービスの維持・確保

- 日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの確保

地域における仕事・収入の確保

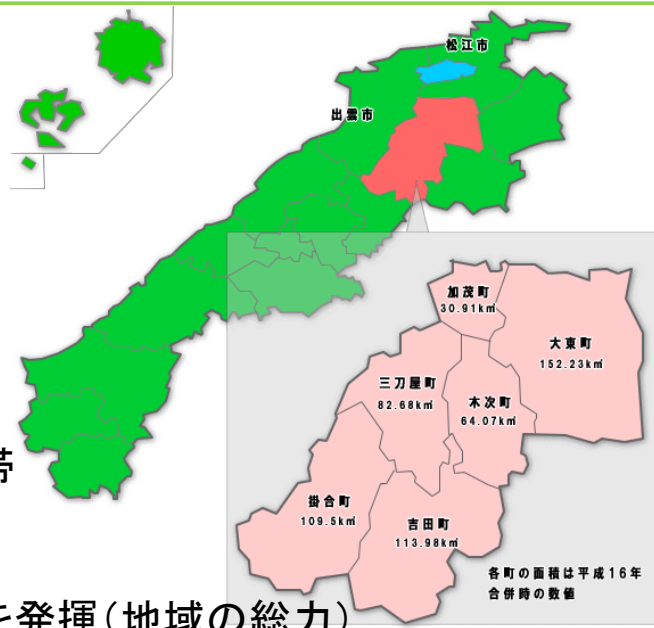
- 地域に合った多機能型のコミュニティビジネスの振興、地域経済の円滑な循環の促進

3. 取組事例と進め方

島根県雲南市の取組（地域自主組織による住民主体のまちづくり）

経緯

- 島根県雲南市では、H16年11月に6町村が合併し、雲南市が誕生。合併を契機として、協働のまちづくりが本格化
- 平成16年の新市建設計画において、集落機能を補完する新たな自治組織として「地域自主組織」を位置付け
- 概ね小学校区を単位とした「地域自主組織」が各地域で住民発意で発足し、現在市内全域で30組織が活動



地域自主組織の特徴

- 人口規模: 200弱～6000人(平均1350人)、世帯数: 平均440世帯
- 雲南市の地域自主組織のポイント
 - ✓ 自らの地域は自ら治める
 - ✓ 地縁でつながる様々な人、組織、団体が連携し、相乗効果を発揮(地域の総力)
 - ✓ イベント型から課題解決型へ
 - ✓ 地域力(個性)を活かすこと

雲南市の支援

- 市は地域自主組織を対等なパートナーと位置づけ、積極的に支援
- 公民館(教育委員会所管)を交流センター(市長部局所管)に移行し、**活動拠点として提供**し、地域自主組織が指定管理(指定管理料を毎年度支払)
- 地域住民で地域課題に取り組むための**一括交付金による財政支援**(事務局経費にも充当)
- 地域づくり担当職員を配置し、人的支援
- 地域と市が「直接的・横断的」に「分野別」で協議を行う地域円卓会議の開催や地域同士の取組発表会を開催
- 地域づくり、地域福祉、生涯学習の全地域共通の3本柱を設け、事務局職員を地域自主組織で直接雇用



島根県雲南市の取組（地域自主組織による住民主体のまちづくり）

地域自主組織の取組例：各地域自主組織は地域独自の事業を実施



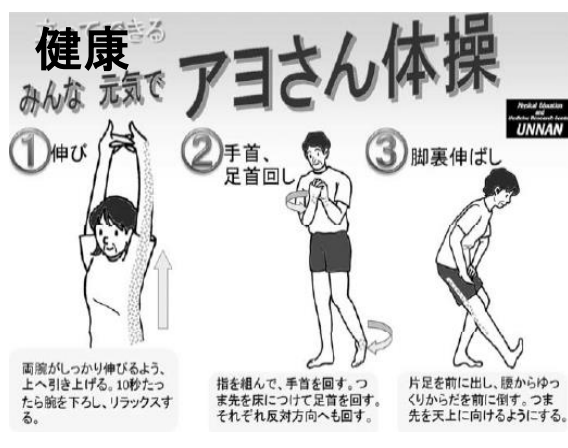
安心

安心生活見守り事業
市水道局との委託契約で検針機会を利用し、毎月全世帯を訪問、声かけ



生活

笑んがわ市事業
JAの空き店舗を活用し、毎週1日、産直コーナーや住民の憩いのコーナーを開設



健康

体操普及推進事業
健康な地区づくりをめざし、専門家と簡単なオリジナル体操を考案

新設地区住民福祉カード(見本) 地区 新市 区

氏名	生年月日	電話番号	備考
1 新市 太郎	大昭平 6年4月23日	42-2345	
2 花子	大昭平 4年6月13日		施設入所中
3 一郎	大昭平 38年8月10日		
4 ももこ	大昭平 41年6月22日		
5 大輔	大昭平 7年10月5日		高校3年
6 はるこ	大昭平 9年9月14日		中学3年

福祉カード作成事業
自主的に住民福祉カードを作成し、管理。災害時の活用も想定



生活

買物事業
地区内唯一の小売店の閉店を受け、交流センター内に、「店舗」開設



交流

宿泊交流事業
旧小学校を交流センターに改修するとともに、宿泊、食事提供も実施

京都府南丹市における小さな拠点の形成

みやまちょう

京都府 南丹市 美山町



京都府
南丹市の位置

Before

経緯

- ・面積のほとんどが森林で、薪炭・材木・養蚕が主産業
- ・林業の衰退の中、キノコ・山菜の栽培・加工を行うが、過疎化が進行(10182人(1955) → 5133人(2002年) → 4459人(2012年))
- ・1970年代以降、行政主導で①農林業の振興、②観光振興・都市との交流による活性化を推進(1970~2000年頃)
- ・地域活性化の成果の一方、人口減少・高齢化は引き続き進展。JAの店舗(3か所)が撤退(98年)



○70年代
農業振興
補助事業の導入

○88年
農村アメニティコンクール
優秀賞受賞
・観光施設の整備
・移住者の増加

○98年
JA店舗3か所撤退
住民出資会社設立、活動

○01年
集落ごとに住民・行政による
振興会を立ち上げ
この頃から中心部の平屋
地区に機能を集積
・保健福祉センター(H9)
・診療所(H11)
・直売所(H14)
・道の駅(H17)
・デマンドタクシーの運行
(H23)

After

取組

- ・JA店舗の跡に住民出資会社を立ち上げ、各種サービス(日用品の販売・農地・保全特産品開発・福祉活動等)を実施
- ・この他、旧村単位で行政・住民が協力して振興会を立ち上げ、行政代行・人材センター
- ・高齢者見守り等を活動
- ・町の中心部に位置する平屋地区において道の駅を中心に 行政窓口・店舗・診療所・福祉センター・金融等の機能を 集約して「小さな拠点」を形成



拠点周辺の位置図

取組効果

- ・生活環境の維持
- ・住民出資会社の継続
- ・移住者の増加(毎年、数名~10名程度受入れ)

あば村運営協議会（岡山県津山市阿波地区）の事例

旧村エリアを「生活圏」として再認識するとともに、学校跡地の活用と住民主体で動き出しているGS拠点の再構築等を融合させることで、中心部の拠点機能を一層高める。



津山市阿波地区

地域概要・背景

- 地区人口：563人（229世帯） 高齢化率：43.7% 【H27.1.1 現在】
- 平成17年に、阿波村から津山市へ合併
- 小学校→閉校、幼稚園→休園、市役所（支所）→規模縮小 等、著しく活力低下

取組体制

- 地域コミュニティや関係団体、NPO、行政等から成る「あば村運営協議会」を組織 総務部、農林事業部、交流・発信部など5つの部で地域づくりを実施。
- 環境福祉部（NPOエコビレッジあば）では、過疎地有償運送を実施
- H26.5月のガソリンスタンド（JA）閉鎖を受け、住民出資の合同会社あば村を設立。GS事業を引き継ぎつつ、生活用品の販売も実施



GSと商店

今後の取組内容

- ① GS拠点の利用拡大・安定経営
 - 店舗を地域住民の交流拠点となるよう事業を拡大（喫茶機能の追加など）
 - 採算性を考慮し、複数事業の実施を検討（宅配事業・お試し住宅など）
- ② 農産加工品の生産・販売体制の拡大
 - 老朽化している加工施設の移転・改修（旧小学校などを想定）
 - 後継者育成、新商品開発、販路拡大などの検討



縦300m 横200mのエリア 21

きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）の事例

●NPO法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）（地区人口：約2500人）

◇**設立経緯**：**町の行財政改革に伴う公民館の公設民営化を契機**とし、様々な課題が見られた地域を再生させるために、住民説明と住民ワークショップを丁寧に繰り返し、平成19年に全世帯加入のNPO法人を設立。

◇**人材育成**：**自治公民館から推薦を受けた地域の若者（18～25歳）がNPOに加入し、活動しつつOJTにより地域指導者へ育成する仕組みを構築**。また、公民館活動等の学びの場により地域住民が事業ノウハウ等を取得し、地域で多様な事業を実施。

◇主な活動内容：

○資金づくり

- 6次産業化を推進するため運営委員会を設置。女性の起業支援としてお弁当・惣菜加工所2ヶ所の事業化の支援や都市部と農村部の交流ビジネスを展開。
- 地元のコンビニに産直市場の設置。

○子育て支援・青少年健全育成事業

- 子育て支援の一環として、学童保育を行う「放課後児童クラブきらり」を運営。
- 体験活動を通して「食」「命」「コミュニケーション」を学習する「わんぱくキッズスクール」の実施。

○地域の安全・見守り活動

- 全世帯に防災無線を配備。
- 災害時の要援護者のサポーター登録。
- 地域全体で子どもたちを見守る「よしじまっ子見守り隊」
- 高齢者向けのコミュニケーション補完ツールとして、安否確認や買い物サービスなどができるタブレット型の端末を使った実証実験の実施。



地元コンビニに設置した産直市場

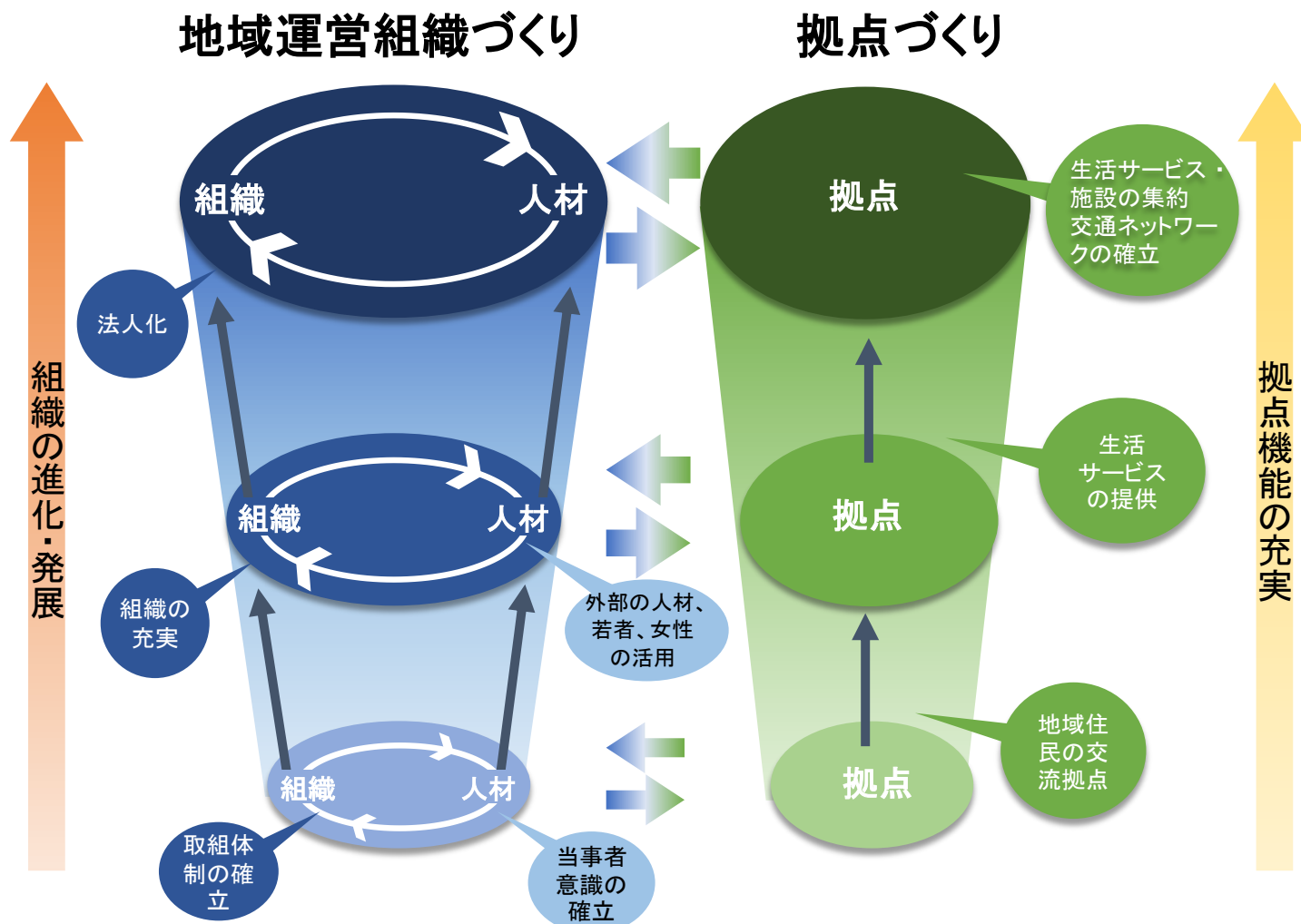


女性によるお弁当屋の起業



放課後児童クラブきらり

「小さな拠点」づくりを進めるにあたってのポイント



地域住民による活動のステップ



地域住民の暮らしの拠点形成

ステップ①

【意識の喚起 - 内発的な計画づくり】

ステップ②

【取組体制の確立】
地域運営組織の設立

ステップ③

【生活サービスの維持確保】

ステップ④

【仕事・収入の確保】

その①

「住民の活動拠点を作ろう！」

その②

「基幹となる集落等に各種生活サービス機能を集約しよう！」

「小さな拠点」づくりに向けた地域住民による活動ステップ

ステップ① 【意識の喚起－内 発的な計画づくり】

○地域住民による集落生活圏の将来ビジョン（地域デザイン）の策定

- ・今後の地域の在り方について、地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定します。

ステップ② 【取組体制の確立】

○地域住民が主体となった持続的な取組体制（地域運営組織）の形成

- ・持続可能な地域づくりのために、「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を明確にしながら、地域課題の解決に向けた取組を持続的に行うための組織（地域運営組織）を形成します。

ステップ③ 【生活サービスの 維持確保】

○日常生活に必要な機能・サービスの集約・確保、 周辺集落との交通ネットワークの確保

- ・日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進します。

ステップ④ 【仕事・収入の 確保】

○地域にあった多機能型のコミュニティビジネスの振興、 地域経済の円滑な循環の促進

- ・コミュニティビジネスを振興し、小さくとも地域に合った自立的な事業を積み上げ、地域経済の円滑な循環を促します。（複数の事業を組み合わせる取組や横断的なビジネスを実行する人材の確保を推進する必要があります。）



ステップ①【意識の喚起-内発的な計画づくり】

「小さな拠点」づくりを進めるにあたっての地域住民による1つ目の活動ステップとして、地域住民の【意識の喚起-内発的な計画づくり】が必要であると言われています。

具体的には、「①地域住民による気づき」⇒「②地域住民による検討」⇒「③地域の将来ビジョンの作成・共有」という流れがあります。

〔1〕 地域住民による気づき



〔2〕 ワークショップ等の方法による地域住民に議論の場を設けること



〔3〕 地域の将来ビジョン（地域デザイン）を作成する



ステップ② 【取組体制の確立】へ



ステップ②【取組体制の確立】

ステップ①で作成した「地域デザイン」に基づき、地域住民自らが主体となり、役割分担を行いながら持続的な活動を行うためには、どこで誰が何を行う、という事業計画を作成するとともに、取組を進める体制づくりを行うことが必要です。

地域の課題解決のための持続的な取組体制を考える

組織のタイプ	組織のイメージ
① 既存の自治会等を活用	・ 集落における既存の組織（自治会等）を、小さな拠点づくりを進める組織として移行したり、複数の集落（自治会）がまとまって自治協議会などの上部組織と事業ごとの部会を設けて活動する組織形態などが考えられます。
② 住民等の出資をもとに株式会社やNPO法人を設立	・ 取組を継続していく上では、雇用責任や事業責任等を明確にするために法人化を図っていくことも考えられます。法人格は、取組の目的や内容、公益・公共性、組織としての体制や意思決定の方法等により、株式会社やNPO法人、一般社団法人などの組織形態が挙げられます。
③ 地域のNPO法人等と住民等が協力しながら運営	・ すべての取組（活動）を地域住民主体（のみ）で行うのではなく、環境保全や都市農村交流など、特定のテーマで活動する団体（NPO法人等）と連携・協力をしながら、取組（活動）を進めていくことも考えられます。



ステップ③【生活サービスの維持確保】

「小さな拠点」づくりの3つ目のステップでは、いよいよ地域住民が主体となって、地域で暮らしていける生活サービスを提供していきます。
生活サービスを持続的に提供していくためには、3つの工夫が考えられます。

「小さな拠点」での生活サービスの提供タイプ

生活サービスのタイプ	主な生活サービス
○買い物サービス	・食料品や日用品の商店の運営 ・ガソリンなどの燃料提供 ・買い物などの代行サービス
○福祉サービス	・高齢者等の見守り、声かけ、配食サービス ・保育サービス、一時預かり ・集落住民のための福祉・介護施設の運営
○支えあいサービス	・雪かき、雪下ろし、庭の手入れ ・地域の道路、水路、公園等の美化活動 ・地域の祭りや冠婚葬祭の手伝い
○交通サービス	・コミュニティバスの運行 ・基幹集落等の診療所、病院までの地域住民の運送(送迎サービス)
○産業支援	・農産物の庭先出荷(出荷代行) ・農産物の共同出荷・選果 ・遊休農地の手入れ ・加工品の共同生産
○その他	・役場の窓口代行、公共施設の施設管理(指定管理委託契約) ・防犯や防災活動 ・空き家、お墓の管理(清掃)



「小さな拠点」での生活サービスの維持・確保のための工夫点

サービスの
複合化

サービスを組み合わせることで、住民の利便性が高まるとともに、施設・設備・人材を共有でき、経営の効率化が図られます。

人づくり

リーダーや役員に加え、サービスの担い手の育成が重要です。住民に、利用が経営を支えることをわかってもらうのも不可欠です。

支えあい

住民各々が培った経験を集まる人と教えあい、活躍しあうことで、サービスの質が高まるとともに地域を支えるにもつながります。



ステップ④【しごと・収入の確保】

将来的に持続する地域をつくるためには、生活サービスを維持するだけでなく、地域で仕事を生み出し、収入を確保することが重要になってきます。地域資源を活かした収益事業などにより、地域に安定した仕事を確保しましょう。

地域資源を生かした事業や採算のとれる生活サービスを展開し、若い人などの仕事の確保と定住を促進する。



「小さな拠点」での経済的な活動例

産業づくり

- 農産物等の生産販売（地域固有の農作物栽培、木材・林産物等の生産）
- 特産品づくり、販売（農林水産物の加工品づくり、伝統食の継承）
- 交流活動（宿泊観光交流、自然体験、各種イベント）
- 店舗運営（農家レストラン、日用品販売店、SS継承）

その他の収入源の確保

- 自然エネルギーの活用（太陽光発電、小水力発電、バイオマス）
- 行政からの業務委託（道路河川等の管理、行政サービスのアウトソーシング）
- 福祉サービス事業等（介護サービス、移動販売、宅配サービス等）

「小さな拠点」づくりを支える地域住民の暮らしの拠点形成

「住民の活動拠点を作ろう！」

「小さな拠点」づくりを推進するにあたって、地域住民が活動・交流を行う拠点となる場所づくりが必要です。

● 「小さな拠点」づくりを進めるための住民の活動拠点

拠点のタイプ	拠点の特徴
○道の駅に併設する形での整備	<ul style="list-style-type: none">・比較的交通量の多い道路沿いに設けられる道の駅に併設する形で、地域交通の結節、交流、並びに、特産品等の販売等の拠点を整備するタイプ。・利用者が広範にわたるため、地域の特産品販売や体験観光案内など、収益事業を展開しやすい環境にあります。また、敷地外を含めて様々な施設が立地する例も多いと考えられ、内外から多くの集客・交流が見込めます。
○公共が所有する遊休施設を活用	<ul style="list-style-type: none">・廃校となった小学校の校舎などの公共施設等を改修し、生活サービスの提供や交流の拠点を整備するタイプ。・小学校など、地域住民にとってなじみ深い施設であることから、“地域の拠点”として住民が最も足を運びやすく、交流しやすいと考えられます。
○空き家や空き店舗を活用	<ul style="list-style-type: none">・JA店舗跡や地域の古民家等の民間が所有していた敷地・建物を買収、もしくは賃借する形で、活動拠点を整備するタイプ。・従来、店舗や飲食店、ガソリンスタンドなどとして利用されていた場合、設備をそのままの利用できます。（営業許可などの手続は必要です。）
○公共施設等の指定管理者としての施設利用	<ul style="list-style-type: none">・地域に存在する公共施設等の指定管理者として、その施設の運営を行うとともに、施設内の建物を活動拠点として利用するタイプ。

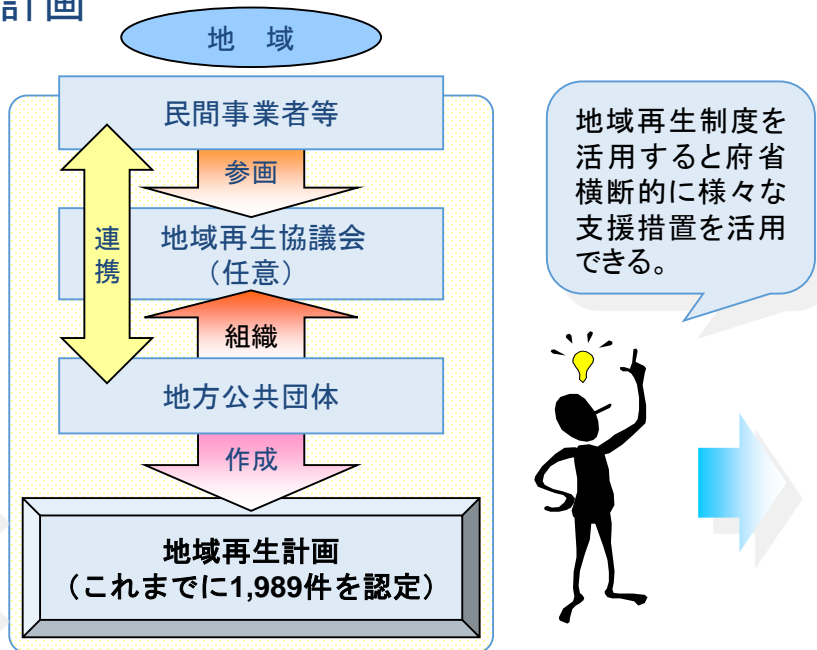
4. 国の支援措置（地域再生法）

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度（地域再生法（平成17年法律第24号））

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組（地域再生計画）を支援。

○ 地域再生計画



地域再生法の一部を改正する法律（平成28年法律第30号）（平成28年4月20日施行）

地方創生推進交付金の創設 ・地方公共団体の自主的・主体的な事業で先導的なものに係る支援措置	地方創生応援税制の創設 ・地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対する企業の寄附に係る税制優遇措置	「生涯活躍のまち」の制度化 ・中高年齢者が移り住み、健康でアクティブな生活を送り、継続的なケアを受けられる「生涯活躍のまち」形成促進
---	--	--

主な支援措置メニュー

◆「地域再生計画」と連動

■「地域再生法」に基づく施策

- ① 地方創生推進交付金
- ② 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る税制の特例等
- ⑤ 「小さな拠点（コンパクトビレッジ）」形成に係る手続の特例
- ⑥ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑦ 農地等の転用等の許可の特例
- ⑧ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例
（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

■ それ以外の連動施策

- ・ 実践型地域雇用創造事業 — 厚生労働省 —
 - ・ 農山漁村振興交付金 — 農林水産省 —
 - ・ 地域公共交通確保維持改善事業 — 国土交通省 —
- 等

地域再生法の一部を改正する法律(平成27年8月10日施行)の概要：「小さな拠点」形成

まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)

- 中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能(医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等)の提供に支障
- ➡ 生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」を形成

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画(地方公共団体作成、内閣総理大臣認定)において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成 【第5条第4項第5号、第6号】

I 複数の集落を含む生活圏(集落生活圏)の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約 **法律**

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定 【第17条の7】
 - ・生活サービス施設(診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等)
 - ・就業機会を創出する施設(地場産物の加工・販売所、観光案内所等)
- ➡ 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導 【第17条の8】
- ➡ 農地転用許可・開発許可の特例 【第17条の10、第17条の12】

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興 **法律**

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定 【第17条の7】
- ➡ 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- ➡ 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告 【第17条の9】

III 集落と地域再生拠点を結ぶネットワークを確保 **法律**

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け 【第5条第4項第6号】
- ➡ 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に 【第17条の13】
- 集落生活圏内外のネットワークとの連携(バスの乗継拠点の整備等) 【第17条の7】

IV 生活サービスを提供する担い手を確保 **法律**

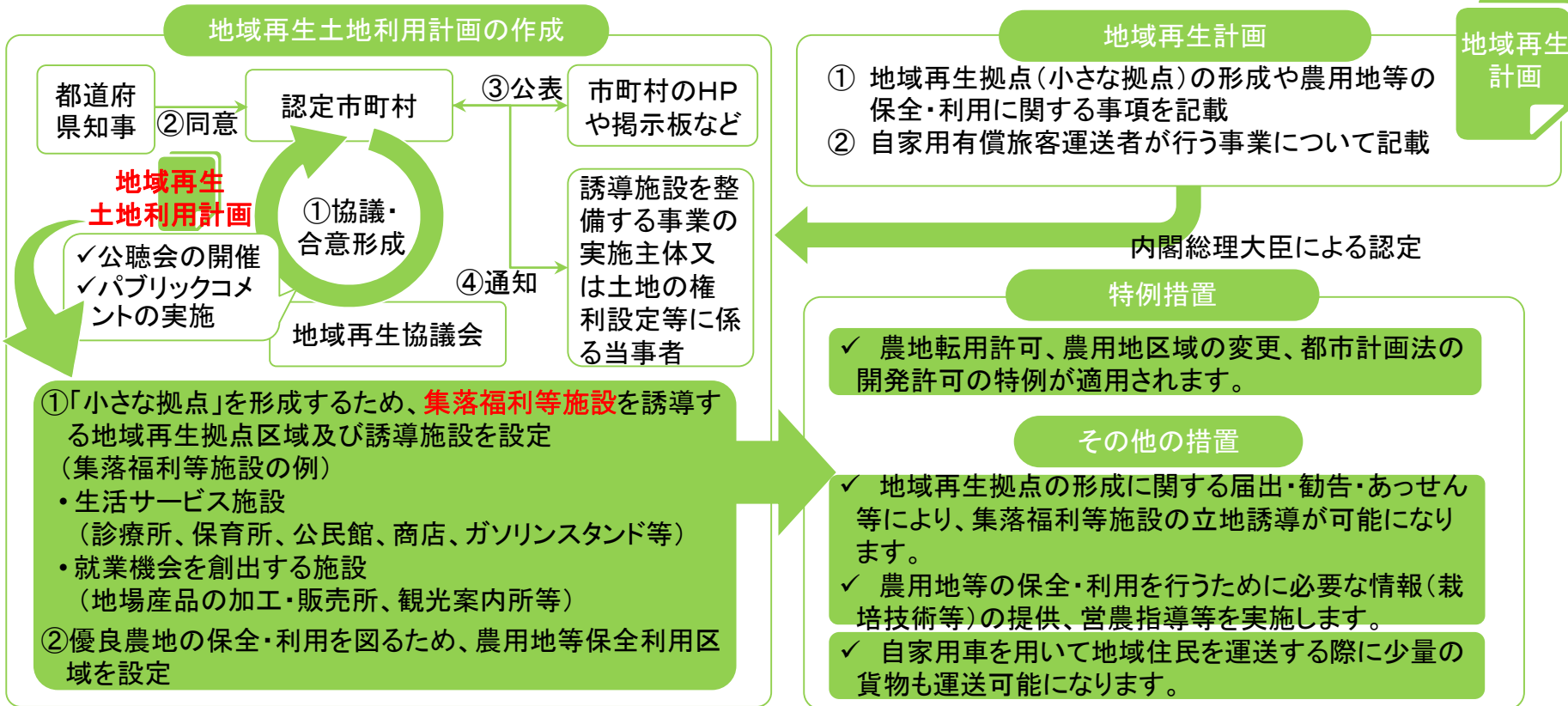
- NPO法人、一般財団法人、株式会社等のほか、新たに社会福祉法人等の多様な主体が地域再生推進法人となることを可能に 【第19条】

小さな拠点形成のための財政的支援

- 各省予算事業を連携させて、総合的に財政支援

地域再生土地利用計画の作成による特例措置

□ 「小さな拠点」の形成と併せて農地の保全及び利用を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進するため、地域再生計画の認定を受けた市町村(認定市町村)が**地域再生土地利用計画**を作成し、都道府県知事の同意を得ることで、農地法、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)、都市計画法の特例を活用することができます。



小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（概要）

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づく所定の事業を行う株式会社に対し、個人が出資した場合、所得税の控除が受けられるようになります。（※H28年度から2年間）

小さな拠点の形成の取組の推進



地域住民等による株式会社の設立

【事業のイメージ】

① コミュニティビジネス（**実施が必須**）
域外からの持続的収入を確保し、地域の雇用を創出するための事業



- ・地元農産品の販売
- ・農家レストランの運営
- ・地域資源を活用したツアー 等

② 生活サービス等の提供（**実施は任意**）
拠点等におけるサービス提供や周辺集落との交通ネットワークの確保等

- ・日用品の販売
- ・ガソリンスタンドの運営
- ・コミュニティバスの運行 等



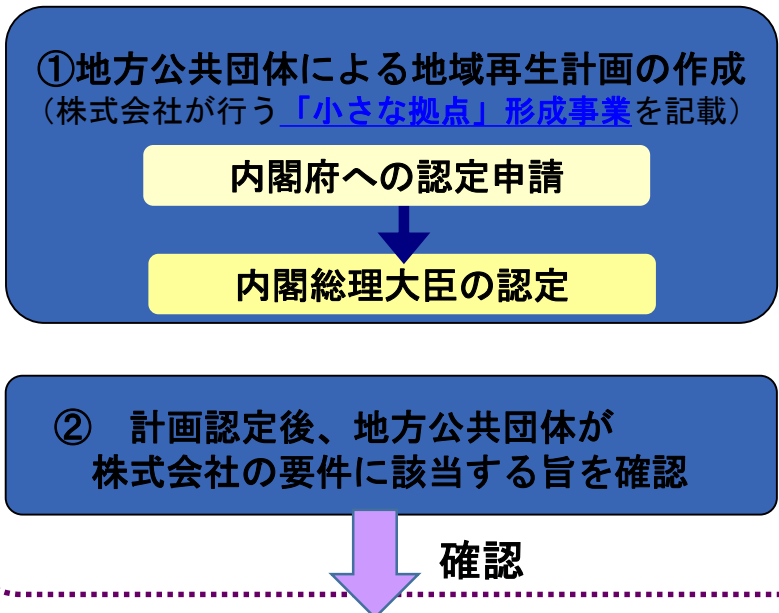
【個人出資者】
(地域住民・地元出身者など)

出資額分(※)を総所得金額から控除することが可能

※ 正確には出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社への特例措置（詳細）

地方公共団体の役割：支援体制整備



計画に記載すべき対象事業の要件

「小さな拠点」形成事業

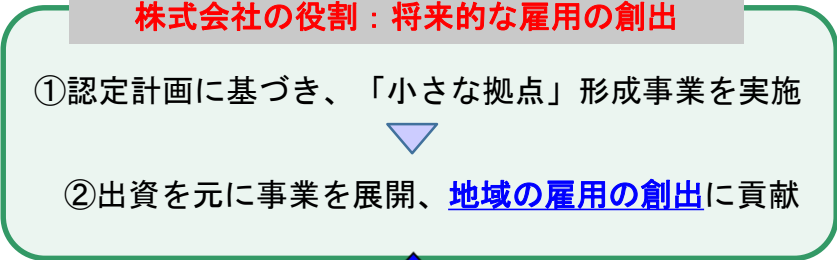
①生活サービス等の提供事業 ②コミュニティビジネス

※生活サービス等の提供事業のみを行う場合は対象外

確認すべき株式会社の要件

①常時雇用者数が2人以上であること
 ②「小さな拠点」形成事業を専ら行う株式会社であること
 ③前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下であること
 ④設立10年未満であること
 ⑤中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと
 ⑥非上場会社、非店頭登録会社であること
 ⑦性風俗関連営業を行うものではないこと
 ⑧株式投資契約を締結する株式会社であること

株式会社の役割：将来的な雇用の創出



出資時点の会社の要件（雇用の創出）

①常時雇用者数が地方公共団体の確認日の常時雇用者数以上であること
 ②常時雇用者数が前事業年度より2人(商業・サービス業では1人)以上増加していること

※②は、地方公共団体の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用



出資者の役割：出資等を通じた地域の取組への参画

個人出資者
(地域住民・地元出身者など)

出資に対する税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額(※)を
総所得金額から控除

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社と税制特例のイメージ

背景

- ・地方都市の中心市街地から30km離れた中山間地域(都市計画区域外)
- ・人口減少の進行:800人(1975年)⇒500人(2010年)
- ・学校、JAの店舗・ガソリンスタンドが閉鎖し、生活サービスが低下

株式会社の設立

株式会社・・・常時雇用者数:2名(+代表取締役1名)
出資額:150名1000万円(1万円～30万円/1人)
売上額:約1億円 利益 :数万円～数十万円の赤字

必需品販売店舗



地域産品の活用



<事業内容>

- ・住民の生活サービス等の維持(生活必需品の販売、給油所の運営)
- ・地域資源を活用した事業(地域産品の米を市内外(学校・病院・通信販売等)へ販路拡大)

150戸が1000万円を出資



出資額を総所得金額から控除することが可能

【個人出資者】 (地域住民・地元出身者など)

税制特例等のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定。)

- <ケース1> 収入300万円の個人が5万円出資 ⇒ 所得税 : 約 2,400円の還付
- <ケース2> 収入500万円の個人が10万円出資 ⇒ 所得税 : 約 1万円の還付
- <ケース3> 収入1000万円の個人が30万円出資 ⇒ 所得税 : 約 6万円の還付

(※この他、事業における各種優待や、将来株式会社が利益を得た際の株主配当などの権利も適宜設定可能)

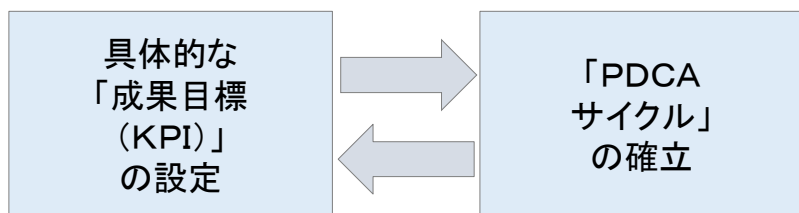
地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）（内閣府地方創生推進室）

28年度概算決定額 1,000億円【うち優先課題推進枠227億円】（新規）
（事業費ベース 2,000億円）

事業概要・目的

○28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための新型交付金を創設

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先駆的なものを支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



事業イメージ・具体例

【対象事業】

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、**小さな拠点** 等

②既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

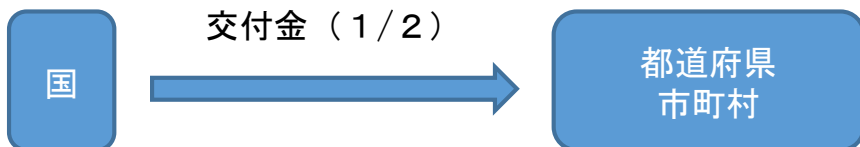
③先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

【手続き】

- 自治体は、対象事業に係る地域再生計画（複数年度の事業も可）を作成し、内閣総理大臣が認定

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

期待される効果

- 先駆的な取組等を後押しすることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しいひとの流れ、まちの活性化など地方創生の深化の実現に寄与

・ 地方創生の深化のための新型交付金における先駆的な事業例

◆地域の技の国際化(ローカルイノベーション)

- ・明確な出口戦略の下、大学、研究機関、企業、金融機関等の連携を促進し、日本型イノベーション・エコシステムの形成や地域中核企業等への支援等が出来るためのネットワーク形成等を通じて、IoTを活用した新たなイノベーションの創出をはじめ、地域の「稼ぐ力」を引き出す取組を行う。

◆地域のしごとの高度化(ローカルサービスの生産性向上等)

- ・地域経済を支えるサービス産業の生産性向上に向け、各業種に即した生産性改善の取組に加え、地域間、異業種間等を問わず、事業者等の様々な連携により新たなビジネスモデルを生み出し、ITの活用や対内直接投資も含めた生産性向上に資する戦略的投資を呼び込む取組などを促進する。

◆移住促進/生涯活躍のまち

- ・人材ニーズを踏まえた雇用創出・人材育成との連携や、地域コミュニティの活性化を伴う移住促進施策を実施する。
- ・特に、高齢者等が希望に応じて移住し、地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活が送れるよう、「生涯活躍のまち」構想の実現に向けた取組を進める。

◆広域的な取組による「小さな拠点」の形成・活性化

- ・地域住民を主体とした「小さな拠点」が連携して、広域的な取組を行うことにより、生活機能の確保に加え、地域資源の活用によるコミュニティビジネスの活性化や都市部との交流を図り、持続的な集落生活圏の維持・形成を図る。

◆地域の魅力のブランド化(ローカルブランディング:日本版DMO・地域商社)

- ・地域の「稼ぐ力」向上のため、様々な連携を図りながら地域経済全体の活性化につながる観光戦略を実施する専門組織として日本版DMOを確立し、これを核とした観光地域づくりを行う。
- ・地場産品を戦略的に束ね、安定的な販路開拓・拡大に取り組む地域商社を核に、地場産品市場の拡大、地域経済の活性化を目指す。

◆地方創生推進人材の育成・確保

- ・全国規模で行われる地方創生人材の育成・確保の取組(「地方創生カレッジ」を含む)と連動しながら、その地域独自の人材ニーズに基づき行われる人材育成・確保の取組を行うとともに、それを通じた地域の総合力の底上げを目指す。(他の分野の事業の中で併せて取り組む場合も含む。)

◆地域ぐるみの働き方改革

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、地方公共団体だけでなく、地域の産業界や労働界、金融機関等の地域の関係者が「地域働き方改革会議(仮称)」の下に集い、地域ぐるみで働き方改革に取り組む。

◆都市のコンパクト化と公共交通ネットワークの形成等

- ・都市のコンパクト化や公共交通網の再構築、公共インフラや既存ストックの有効なマネジメントなどに資する取組を推進するとともに、これらの取組との連携による「稼げるまちづくり」を目指したまちの賑わいを創出する等戦略的な取組を進める。

地方創生推進交付金の交付対象事業における特徴的な取組事例

(平成28年度第1回)

「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

事業名	SATOYAMA MOVEMENT拠点事業(2)	交付予定額	18,000千円
地方公共団体名	島根県邑南町(おおなんちょう)		
事業概要	<p>～公民館エリアごとに策定した地区別戦略の実現に向けた持続可能なまちづくり～</p> <p>邑南町では、町内の12公民館エリアがそれぞれ地区の人口減少対策に取り組むために「地区別戦略」を策定している。この地区別戦略を実現するために、地域おこしに精通した外部人材と協力して実施計画を策定するなどの地方創生加速化交付金での取組に加えて、各エリアで共通の課題となった都市交流及び定住支援などの地域課題の解決に向けて、<u>公民館エリアごとに地域会社設立など地域の状況に合わせた事業に本格的に取り組む。</u></p> <p><重要業績評価指標(KPI)></p> <p>【29年3月】地域の取組による転入者数:5人 観光入込客数:94万人</p> <p>【32年3月】地域の取組による転入者数:32人 観光入込客数:100万人</p>		

事業名	小さな地域運営拠点ネットワークの形成による住みよい地域づくり事業	交付予定額	25,000千円
地方公共団体名	滋賀県甲良町(こうらちょう)		
事業概要	<p>～地域運営拠点の形成と資金・人材の確保策による自立的な運営～</p> <p>人口減少・高齢化による商店等の生活サービスの低下を阻止するため、<u>地域の集会所等を拠点として、生活支援のための商店機能等をもつ施設を整備するとともに、地域住民を主体とした運営組織が、地域の特産品であるゆずを活用した商品を開発し、近隣のスポーツ施設に提供することで事業運営経費を確保する他、保育サービス事業者の誘致により、女性の社会進出を進め、事業運営者として活用を図ることで、資金・人材を確保しつつ自立的な事業運営を目指す。</u></p> <p><重要業績評価指標(KPI)></p> <p>【29年3月】「小さな地域運営拠点」の形成地区数:2</p> <p>【31年3月】「小さな地域運営拠点」の形成地区数:5</p>		

地方創生推進交付金の交付対象事業における特徴的な取組事例

(平成28年度第1回)

事業名	来てみて岡山！地域を支える人材応援プロジェクト発展版～生き活き拠点の形成等による地域活性化応援事業～	交付予定額	48,000千円
地方公共団体名	岡山県、新庄村(しんじょうそん)		
事業概要	<p>～生き活き拠点の形成やおかやま元気！集落の取組による新たな活躍の場の創出～</p> <p>岡山県は、日常生活に必要なサービス機能を集約化する「生き活き拠点」の形成や複数集落で支え合う「おかやま元気！集落」への移行等の取組を促進する。また、岡山県内で最も人口が少ない新庄村では、拠点施設と山間地域の集落を結ぶ地域内循環ワゴンの運行や多様化する介護ニーズに対応したヘルパー人材の育成等の取組を行い、モデル拠点とすることで、県内の集落機能の維持・強化に取り組み、移住者等の新たな活躍の場を創出する。</p> <p><重要業績評価指標(KPI)></p> <p>【29年3月】小さな拠点及びおかやま元気！集落によりカバーされる集落:657集落 岡山県への移住者数:3,854人</p> <p>【33年3月】小さな拠点及びおかやま元気！集落によりカバーされる集落:957集落 岡山県への移住者数:11,854人</p>		

事業名	小さな楽園拡大連携プロジェクト	交付予定額	135,037千円
地方公共団体名	長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、小値賀町、佐々町、新上五島町		
事業概要	<p>～ながさき移住サポートセンターと連携した持続可能な地域コミュニティづくり～</p> <p>移住者へのワンストップ窓口として、県及び全市町で共同運営する「ながさき移住サポートセンター」と連携し、集落維持に必要な担い手確保や地域課題を解決するノウハウをもった外部人材の誘致に取り組む。また、広域連携による小さな拠点づくりの推進や官民協働による相談窓口「よろず何でも相談処」による集落課題への取組を通じて持続可能な地域コミュニティづくりに取り組む。</p> <p><重要業績評価指標(KPI)></p> <p>【29年3月】移住サポートセンターが関与して移住した外部人材の数:100人 地域運営組織の形成数:5</p> <p>【33年3月】移住サポートセンターが関与して移住した外部人材の数:1,150人 地域運営組織の形成数:45</p>		

小さな拠点・地域運営組織の形成拡大支援

平成28年度第2次補正予算案 0.6億円

事業概要・目的

中山間地域等における集落生活圏を維持し、日常生活に必要な生活サービスを維持するため、全国各地での小さな拠点や地域運営組織の形成や必要な人材の確保・育成に向け、都道府県レベルでの中間支援・人材育成体制の構築を促進するとともに、市町村や地域での取組促進を支援する。

【事業内容】

1. 関連情報の整理と情報発信・情報交流サイト構築
2. 理解促進のため、都道府県や市町村に対する研修の実施、専門家派遣
3. 都道府県及び中間支援組織の取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）支援
4. 基礎知識普及に向けた市町村や地域へのアドバイザー派遣
5. 小さな拠点・地域運営組織形成による効果検証のモデル調査

事業イメージ・具体例

- 小さな拠点・地域運営組織の形成拡大に向けた、知識・情報・人材の普及拡大に向けた支援を重点的に実施

都道府県・市町村や地域住民に対する小さな拠点・地域運営組織形成の必要性や先進事例等の普及・啓発

都道府県・中間支援組織による広域レベルでの取組支援体制・人材育成体制の構築（プラットフォームづくり）のための支援

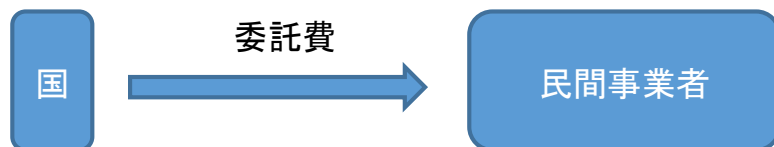
小さな拠点・地域運営組織形成による効果モデル

地域運営組織

- 地域住民が主体となった地域課題の解決に向けた多機能型の取組体制の形成
- 日常生活に必要な機能・サービスの維持確保を実施



資金の流れ



期待される効果

- 小さな拠点・地域運営組織の形成及び人材育成に向けた地方公共団体や地域の取組が一層円滑に進められる。
- これにより、特に人口減少、高齢化の著しい中山間地域を中心として、住民生活に必要な不可欠な生活サービスを確保し暮らし続けられる地域の形成が図られる。

地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き

1 目的

「小さな拠点」に関し、その内容や進め方について、行政担当者や集落のリーダー・地域住民、支援団体等に理解していただき、「小さな拠点」の立上げや進める際の参考やヒントにしよう。

2 構成

1. はじめに
2. 小さな拠点づくりのポイント
 - ・地域住民による活動ステップ
 - ・地域住民の暮らしの拠点形成
3. 小さな拠点づくりの具体事例
4. 小さな拠点づくりのQ&A
5. 小さな拠点づくり関連施策の相談窓口



まち・ひと・しごと創生本部HP→施策等→小さな拠点の形成

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/index.html>

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組(政策間連携)、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金	農林水産省	都市と農村との共生・対流等を推進する取組や地域資源を活用した雇用等の増大に向けた取組及び農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。交付額、交付率等は事業により異なる(定額、1/2以内など)。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～(平成28年3月)	内閣官房 内閣府	地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf
集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル(平成28年3月)	総務省	住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf
実践編「小さな拠点」づくりガイドブック(平成27年3月)	国土交通省	モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。 http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf
活力ある農山漁村づくり検討会報告書(平成27年3月)	農林水産省	地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf

地域課題に対応した地域運営組織に関する有識者会議

1. 趣旨

「まち・ひと・しごと創生総合戦略改訂2015」（平成27年12月24日閣議決定）に基づき、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立に向けて、その課題及び論点を整理し、結論を得るため、「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議」を開催。

2. 構成

飯島 淳子 東北大学大学院法学研究科教授

池本 桂子 NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会理事

◎小田切徳美 明治大学農学部教授

加本 恂二 雲南市海潮地区振興会会長

高橋 由和 NPO法人きらりよしじまネットワーク事務局長

辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

名和田是彦 法政大学法学部教授

藤山 浩 島根県中山間地域研究センター研究統括監

牧野 光朗 長野県飯田市長

矢野 富夫 高知県檜原町長

◎:座長

3. 開催状況

第1回(3月1日)

主な論点を中心に検討

第2回(3月25日)

量的拡大・質的深化を中心に検討

第3回(4月20日)

法人格問題を中心に検討

第4回(5月20日)

①法人格関係、②関係組織・地域運営組織のあり方を検討

第5回(6月14日)

論点整理

第6回(7月13日)

中間報告に向けての検討

第7回(8月10日)

中間とりまとめ

以後、先進事例のヒアリング等を行いつつ、年末の最終報告を検討

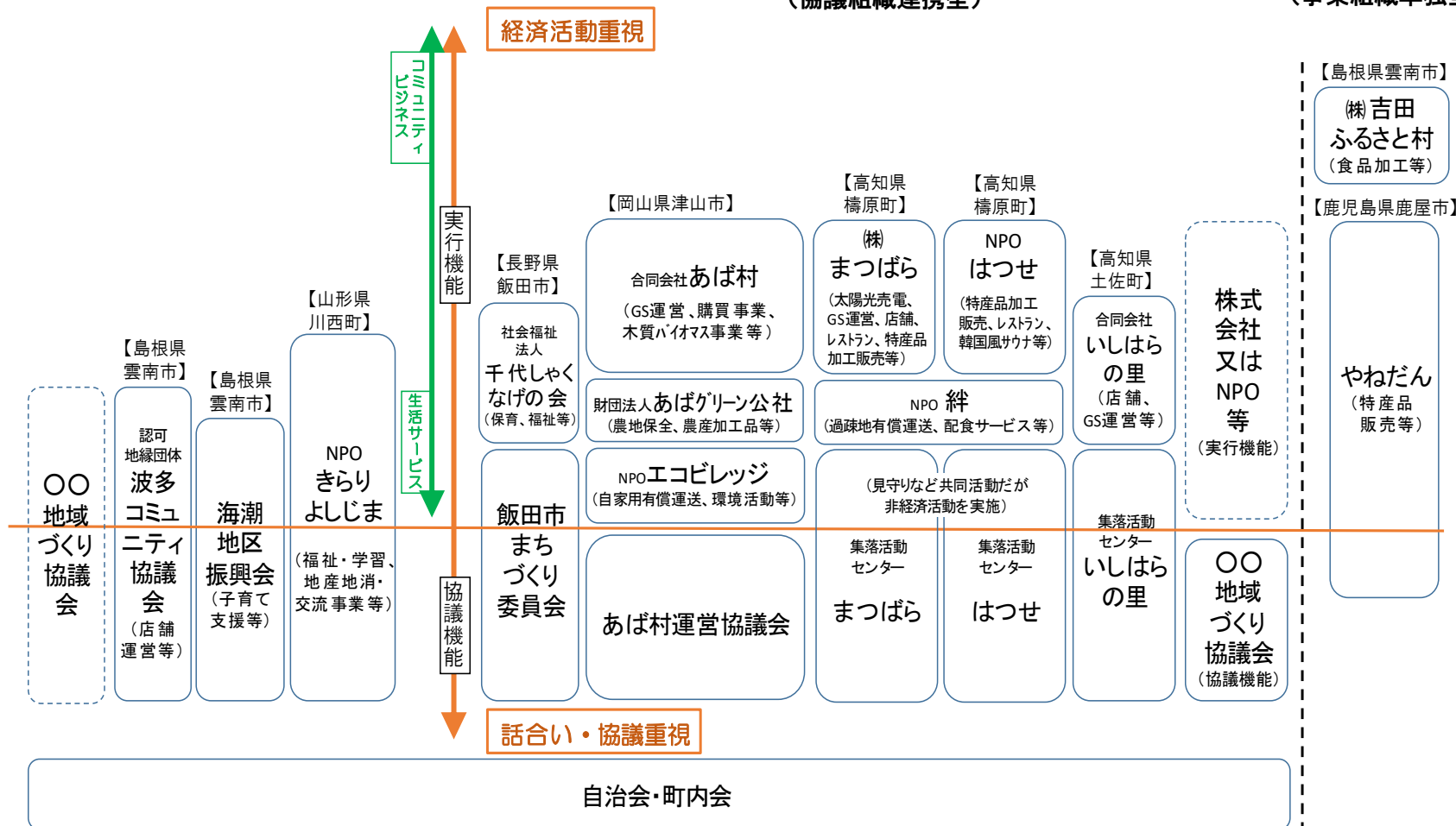
（１）地域運営組織の多様性とその分類

- 地域運営組織は、「協議機能（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と「実行機能（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」と協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」がある。

《一体型》

《分離型①》
 （協議組織連携型）

《分離型②》
 （事業組織単独型）



（２）地域運営組織の基本的考え方

- 地域運営組織は自主的な活動に基づくものであり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合、法人格を取得する必要性が増大
- 地域運営組織の基本的要素は、
 - ①行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属すること、
 - ②経済活動を含む地域の共同事業を行うこと、
 - ③一定の区域を基礎とした組織であること
- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがるもの
- 地域運営組織の設立には、①地域住民の当事者意識の醸成、②地方公共団体のサポート、③財源・制度・人材等組織設立を促す条件整備が必要
- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方向

(1) 法人化の推進

- 現行法人の活用に加え、現場のニーズに応じた多様な法人類型の整備の検討が必要
- 活動の進捗によりNPO法人は、「認定NPO法人」の取得とその優遇措置の活用が望ましい
- NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域(旧町村等)の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容される(NPO法の解釈を明確化)
- 地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる
- 地域運営組織のうち地縁組織に近い性格を持つ「地縁型組織」が経済活動等を行うのに適した法人制度の検討が必要(検討に当たっては、地域住民主体型のNPO法人や認可地縁団体等既存の法人制度を参考)

(2) 人材の育成・確保

- 地域運営組織の立ち上げ・運営に当たり、ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進は、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策(職員派遣・人材育成・情報発信の場づくり等)や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効

(3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- 経済的な採算性と地域の必要性を勘案しながら複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

(4) 事業実施のノウハウ等

- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意しつつ、事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要

(5) 行政の役割、多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要。都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立、国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要
- 持続的な地域づくりのため、地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要